

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

現行	改正案	改正内容
<p>横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱</p> <p>制定 平成 30 年 3 月 28 日 健高健第 125 号 (健康福祉局長決裁)</p> <p>最近改定 令和 4 年 9 月 30 日 健高健第 921 号 (健康福祉局長決裁)</p> <p>第 1 条～第 16 条 省略</p> <p>附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年 8 月 21 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱</p> <p>制定 平成 30 年 3 月 28 日 健高健第 1255 号 (健康福祉局長決裁)</p> <p>最近改定 令和 8 年 7 月 1 日 健高健第 467 号 (健康福祉局長決裁)</p> <p>第 1 条～第 16 条 省略</p> <p>附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年 8 月 21 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>年月日の更新</p>

	<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和8年7月1日から施行する。</p>	<p>追記</p>
--	---	-----------

現 行

第2号様式（第7条）

健高健第 号
年 月 日

補助事業者等名称
代表者職氏名 様

横 浜 市 長 ㊟

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付確定通知書をもって確定します。

1 交付決定の内容

(1) 補助事業の内容及び目的

介護福祉士を目指し来日する留学生の、日本語学校の学費を補助することで、受入れ、就学・就労等が円滑に行われること
介護福祉士を目指し来日する留学生（以下、「留学生」という。）を受入れる者に対し、対象となる経費を助成することにより、留学生の受入れ、就学・就労等が円滑に行われることを目的とする。

(2) 交付予定金額 _____ 円

(3) 交付の時期及び方法

2 交付の条件

(1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めます。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 当該事業の継続が不可能となったとき。

オ その他法令、条例、規則又は横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

裏面あり

(A4)

改正案

第2号様式（第7条）

健高健第 号
年 月 日

補助事業者等名称
代表者職氏名 様

横 浜 市 長

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付確定通知書をもって確定します。

1 交付決定の内容

(1) 補助事業の内容及び目的

介護福祉士を目指し来日する留学生の、日本語学校の学費を補助することで、受入れ、就学・就労等が円滑に行われること
介護福祉士を目指し来日する留学生（以下、「留学生」という。）を受入れる者に対し、対象となる経費を助成することにより、留学生の受入れ、就学・就労等が円滑に行われることを目的とする。

(2) 交付予定金額 _____ 円

(3) 交付の時期及び方法

2 交付の条件

(1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めます。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 当該事業の継続が不可能となったとき。

オ その他法令、条例、規則又は横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

裏面あり

(A4)

改正内容

押印マークの削除

現 行

改正案

改正内容

第5号様式（第9条第3項）

健高健第 号
年 月 日

補助事業者等名称
代表者職氏名 様

横 浜 市 長 印

横浜市外国人留学生受入支援事業変更承認書

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金に関し、 年 月 日付で申請のありました承認申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助事業者等名称
名 称： _____
- 2 承認の内容

(A4)

第5号様式（第9条第3項）

健高健第 号
年 月 日

補助事業者等名称
代表者職氏名 様

横 浜 市 長

横浜市外国人留学生受入支援事業変更承認書

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金に関し、 年 月 日付で申請のありました承認申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助事業者等名称
名 称： _____
- 2 承認の内容

(A4)

押印マークの削除

現 行

改正案

改正内容

第7号様式（第11条）

健高健第 号
年 月 日

補助事業者等名称
代表者職氏名 様

横浜市長 ㊟

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日健高健第 号により、交付を決定した横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので、通知します。

補助金交付確定額 _____ 円

(A4)

第7号様式（第11条）

健高健第 号
年 月 日

補助事業者等名称
代表者職氏名 様

横浜市長

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日健高健第 号により、交付を決定した横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので、通知します。

補助金交付確定額 _____ 円

(A4)

押印マークの削除